

研究ノート

元和9年7月の将軍・徳川秀忠の大坂城視察に関する新出史料について －「（元和9年）7月26日付岡部隼人宛本多紀貞書状」の内容検討－

白 峰 旬

はじめに

豊臣期大坂城についての最新の研究成果は、中村博司『豊臣政権の形成過程と大坂城』⁽¹⁾があり、豊臣期・徳川期の大坂城についての研究成果としては、松岡利郎『大坂城の歴史と構造』⁽²⁾、渡辺武館長退職記念論集刊行会編『大坂城と城下町』⁽³⁾、中村博司『天下統一の城・大坂城』⁽⁴⁾がある。

徳川期大坂城についての最新の研究成果は、大阪公立大学大坂城研究会編、大澤研一・仁木宏監修『【築城四百年】徳川大坂城をさぐる一城・人・城下町一』⁽⁵⁾があり、徳川期大坂城再築工事については、先駆的な重要論文として、内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」⁽⁶⁾がある。徳川期大坂城再築工事についての最新の論文としては、北野博司「徳川期大坂城南外堀普請の計画とその経過」⁽⁷⁾、北野博司「寛永5年徳川期大坂城普請にかかる大名丁場割絵図記載内容の再検討」⁽⁸⁾、北野博司「徳川期大坂城の石垣普請における大名家中組の編成」⁽⁹⁾、宮本裕次「徳川政権成立史における「徳川再築大坂城」」⁽¹⁰⁾がある。

2025年3月20日～同年5月6日の期間に大阪城天守閣のテーマ展「大坂城再築」が開催された。その図録『テーマ展大坂城再築』⁽¹¹⁾が刊行され、数多くの徳川期大坂城再築工事に関係する史料が収録されているが、本稿で内容を検討する「（元和9年）7月26日付岡部隼人宛本多紀貞書状」は収録されていない。その意味では、新出の一次史料と評価できる。

前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」では、元和9年（1623）の将軍・徳川秀忠の大坂城視察に関して、『忠利公御日記写』（島原市立図書館蔵「松平文庫」本）、元和9年8月11日の山内忠義書状（大阪城天守閣蔵「渋谷文書」）⁽¹²⁾をもとに、以下の諸点を指摘している⁽¹³⁾。

- （1）元和9年、将軍徳川秀忠が上洛し、ついで家光も上洛した。この時の秀忠・家光の上洛の目的は、家光を新将軍の地位につけることにあったと思われるが、この時も秀忠は大坂城に入城した。秀忠は7月6日～同月13日の8日間大坂城に滞在した（『忠利公御日記写』7月6日条、7月13日条）。
- （2）そして8月6日（7月27日^{（マ マ）}カ）に将軍宣下を受けた家光も8月19日に大坂城に入り、8月23日に伏見に戻った（『忠利公御日記写』）。
- （3）この秀忠・家光の大坂入城滞在の目的は、秀忠が大坂城の縄張を命じ、かつ来年（引用者注：寛永元年〔1624〕）石垣普請を諸大名に命じた。しかし、山内家は石垣普請のかわりに材木役を命ぜられた（元和9年8月11日の山内忠義書状）。
- （4）秀忠の場合、8日間という長い滞在であり、元和6年（1620）工事および翌年の補修工事のあとをつぶさに見分し、

そして来年（引用者注：寛永元年）の工事をやはり現地に立って、具体的に検討したものと考えてよいであろう。

（5）家光の場合、既に諸大名への命が下されたあとであり、その大坂入城は新將軍御成という示威行為的な意味と、秀忠の意志を家光もひきつぐことの具体的な表明であったと思える。

前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」において指摘された上記の諸点は、政治史、城郭史の視点から重要な指摘であることは言うまでもない。

今回の拙稿では、元和9年の將軍・徳川秀忠の大坂城視察に関して、さらに多くの具体的な事実関係が明らかにできる新出の一次史料について紹介したい。

この史料は、筆者（白峰）が、別府大学附属図書館において、関ヶ原の戦い関係の史料を『大分県史料』12⁽¹⁴⁾の中で調べている際に、偶然発見したものである。この史料は、前掲『大分県史料』12の287号文書（284～286頁）の「（年未詳）七月廿六日付本多紀貞書状」である。前掲『大分県史料』12では、この史料について年未詳文書としているが、筆者（白峰）の内容検討によれば、徳川秀忠・同家光の行動履歴の月日関係から元和9年の文書であることは間違いない。また、前掲『大分県史料』12では、この文書中の「公方様」を「家康」、「大納言様」を「秀忠」に比定しているが、筆者（白峰）の検討によれば、「公方様」は「徳川秀忠」、「大納言様」は「徳川家光」に比定することが正しいと思われる。

この文書は、「岡部文書」に収録されているものであり、前掲『大分県史料』12の解題では「岡部文書」について「後者（引用者注：「岡部文書」）はさる古物商が白杵市で購入したというが、原^(ママ)（引用者注：「原本」カ）所蔵者は秘されている。稲葉氏に宛てた文書が多いので、岡部氏は同氏（引用者注：稲葉氏）の家臣であろう。今日原本は転売されて所在不明、刊行会（引用者注：大分県史料刊行会）に数通の原本と全部の写真が存するだけである。」としている。

よって、前掲『大分県史料』12が刊行された1957年の時点で、岡部文書の原本は所在不明になっていたのも、この文書の活字翻刻において疑義がある文言があった場合、この文書の原本で確認することはできないことになる。

なお、この文書の発給者である本多紀貞は、『新訂寛政重修諸家譜』第11⁽¹⁵⁾によれば、元和4年（1618）3月5日、上野国白井において1万石を賜り、同6年、大番頭になった。没年は同9年4月26日に44歳で死去、としているが、「貞享呈譜及び今の呈譜」は寛永元年4月26日死去とする異説も記載している。この文書は元和9年に比定できることから、本多紀貞の没年は寛永元年4月26日が正しいと考えられる。この文書の宛所である岡部隼人については、上記の解題にあるように、稲葉氏の家臣と考えられるが、実名は不詳である。

文書内容についての検討

この文書の内容を以下に引用して、各下線の内容について内容を検討したい（下線引用者）。

尚々其以来者、久不能面上、御床敷存候、以使者申入候歟、飛脚成共可進儀共候へ共、結句御馳走など被成候へ共、重疊ニ存候て、s 川村九郎忠頼便舟次第、書状御届候へと申渡候、此式乏少之至候へ共、蠟燭百挺進候、音問之驗迄候、t 江戸筋御用之儀候者、不及申候へ共、可罷下候、疎意有間敷候、誠ニ

切と御音信、書中ニ御礼不得申候、以上、

一書令啓候、其元様御無事ニ御座候哉、a 彦四郎殿も御目見ニ御上洛之由承候間、来月十日時分ニも御上著ニても御座候者、京にて可懸御目と存候、

一 b 公方様六月八日ニ御京著被成、六月下旬ニ御参内御座候て、c 七月六日ニ當城へ被為成、毎日御城御見廻り、d 傳法・堺・住吉・天王寺、先年之御合戦場などにも被為成、初中後共、御機嫌能御座候て、e 拙者式も色々致拝領、其上御座之間へ被為召永々在番辛苦勞氣遣仕候由、御諚にて御座候者、何分以忝儀共目出（「度」脱カ）満足、御察可被成候、f 十三日ニ京へ還御被成候、

一 g 大納言様も十三日ニ伏見迄御上著にて、h 去廿三日ニ右大將之御参内御座候て、其方二条へ被為成候處、公方様事外之御機嫌ニて御供之衆上下共、御振舞之儀御馳走之由候、i 明後廿八日ニハ將軍様ニ被為成、式掌之御参内可有御座由申来候、j 公方様御参内之刻、爰元へ金銀取ニ参候へとも、即刻金六百枚・銀子五百貫目相渡し申候、k 此中右大將様御用之由にて金銀取ニ参候間、判金三百枚・銀子千三百貫同上由申候、御参内之已後（「御暇」脱カ）御能被仰付、諸大名度々御暇被遣候者、l 又金銀取ニ参可申候、兩人之町奉行も京へ被参、阿部左馬助、拙者迄ニて、御土蔵番と致相談、金銀渡し申事候、色々六ヶ敷事斗ニ御座候、

一 m 来年者當御本丸・二丸、大そう成石垣可有御座候、n 先日御成之刻、^(ママ)小配（縄張カ）を被成、御普請奉行衆ニ御好御座候而、被仰付候、o 御天主なども、二丸より可申候、p 三丸之南かわ百間も南へ出可申と存候、q 彦六殿御普請為留意（留守カ）、稲葉佐左衛門殿・伊藤勘右衛門殿・小川九郎兵衛殿、爰元へ御越^(ママ)候由、手違 無 御座で未能面談候、二三日中ニ下屋敷へ申請、可懸御目と存候、r 来月十二日ニハ御番相渡し、先伏見にて致御目見、其方二条へ参、御内見仕、御暇被下候者、又伏見にて御暇申可罷下候、御番中無事にて罷下候者、目出（「度」脱カ）帰着（「可」脱カ）仕候、恐々謹言、

七月廿六日

本備前守
紀貞（花押）

岡部隼人殿
御宿所

下線 a における「彦四郎殿」とは、後の白杵藩 4 代藩主・稲葉信通を指し、元和 9 年の時点では、16 歳（数え年）であった。稲葉信通については、『新訂寛政重修諸家譜』第 10⁽¹⁶⁾によれば、元和 9 年、徳川家光が上洛した時、^(ママ)（同年）7 月（8 月カ）、二條城において初めて謁見した、としている。よって、下線 a における「彦四郎殿も御目見ニ御上洛之由」とはこのことを指す、と考えられる。下線 a において「来月十日時分ニも御上著ニても御座候者、京にて可懸御目と存候」とあるので、8 月 10 日時分に、岡部隼人（この文書の宛所）が稲葉彦四郎のお供として京に到着した時には、京で会いたい、としている。

下線 b は、將軍・徳川秀忠は、6 月 8 日に京へ到着し、6 月下旬に参内した、としている。この点については、『史料綜覧』巻 16 の元和 9 年 6 月 8 日条⁽¹⁷⁾に「秀忠、京都ニ入り、二條城ニ館ス」、同年 6 月 25 日条に「秀忠、参内ス」とあるので、下線 b の記載内容は正しいことがわかる。

下線 c は、7 月 6 日に秀忠が「當城」へ御成になった、としている。この点については、『史料綜覧』巻 16 の元和 9 年 7 月 6 日条⁽¹⁸⁾に「秀忠、大坂ニ赴ク」とあるので、「當城」とは大坂城であることがわかる。この書状の

発給者である本多紀貞が「當城」と記していることから、大番頭である本多紀貞は、大坂城に在番していたことがわかる。

そして、下線 c には「毎日御城御見廻り」とあり、秀忠は大坂城に到着後、毎日、大坂城の見回りをした、としている。この見回りについては、前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」において、「秀忠の場合、八日間という長い滞在であり、元和六年工事および翌年の補修工事のあとをつぶさに見分し、そして来年（引用者注：寛永元年）の工事をやはり現地に立って、具体的に検討したものと考えてよいであろう」⁽¹⁹⁾ という点が指摘されている。

下線 d は、秀忠が大坂滞在中、「傳法・堺・住吉・天王寺、先年之御合戦場」などにも訪れた、としている。「先年之御合戦場」とは慶長 19 年（1614）の大坂冬の陣、元和元年（1615）の大坂夏の陣の古戦場という意味であろう。よって、秀忠は大坂滞在中、大坂城以外の場所にも出向いていることから、前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」において、「秀忠が七月六日～十三日の八日間大坂城に滞在した」（下線引用者）⁽²⁰⁾ としている点は訂正が必要であろう。

下線 e は、大坂城に在番していた大番頭の本多紀貞が、秀忠に「御座之間」において謁見して、大坂城での「永々在番」について慰勞する旨の「御諭」があった、としている。

このことから、元和 9 年 7 月の時点で、大坂城には「御座之間」（將軍徳川秀忠が「御座」する場所）が存在したことがわかる。

小堀政一は、元和 9 年に大坂城本丸仮御殿の作事を勤めているので⁽²¹⁾、上述した「御座之間」とは、大坂城本丸仮御殿の「御座之間」と考えられる。

「台徳院殿御実紀」元和 9 年 2 月 是月条には「殿閣未だ告竣に及ばず、今年は兩御所御上洛ありて、大坂へも渡らせらるべければ、先假殿を造営すべしと、小堀遠江守政一に命ぜらる」⁽²²⁾ と記されていて、元和 9 年には徳川秀忠・同家光の上洛の際に、大坂へも赴くため仮殿が必要であり、その造営を小堀政一に命じた、としている。

この点に関係して、「1623（元和 9）年には伏見城から仮御殿が移築され、將軍の視察などの際には従来の御殿の代わりに利用されていたものと思われる。」⁽²³⁾ という指摘がある。

前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』では、「仮殿は伏見城本丸御殿の一部を移建することとし（後略）」⁽²⁴⁾ と指摘されている。

なお、上述した「御座之間」には本丸という記載はないので、「大坂城の機能を残しながら施工する場合には、御殿などの建物の代替施設が必要であり、仮の御殿などをどこか工事に支障のない場所につけておく必要がある。ここでは、最も広い面積を確保できるという観点から、西の丸部分に仮の御殿を作るものと仮定して（後略）」⁽²⁵⁾ という指摘も考慮すべきであろう。

上述した「永々在番」については、上述したように、本多紀貞が大番頭になったのは元和 6 年であるので、同年に大坂城在番になったと仮定すると、元和 9 年の時点では 4 年目ということになる。

下線 f は、秀忠が 7 月 13 日に（大坂から）京へ帰った、としている。この点については、『史料綜覧』巻 16 の元和 9 年 7 月 13 日条⁽²⁶⁾ に「秀忠、京都二條城ニ還ル」とあるので、下線 f の記載内容は正しいことがわかる。

下線 g は、徳川家光が 7 月 13 日に伏見へ着いた、としている。この点については、『史料綜覧』巻 16 の元和 9

年7月13日条⁽²⁷⁾に「家光、入京シ、山城伏見城ニ館ス」とあるので、下線gの記載内容は正しいことがわかる。

下線hは、7月23日に家光が参内した、としている。この点については、『史料綜覧』巻16の元和9年7月23日条⁽²⁸⁾に「秀忠ノ世子家光、参内ス」とあるので、下線hの記載内容は正しいことがわかる。下線hでは、参内の後、家光は二条城へ御成になった、としている。この場合、文書では「二条城」ではなく「二条」と表記している点には注意すべきである。つまり、当時は「二条城」ではなく「二条」と呼称していた可能性がある。

下線iは、明後日の7月28日に家光が「将軍様」になり参内する予定、との報告があった、としている。この点については、『史料綜覧』巻16の元和9年7月27日条⁽²⁹⁾に「右大臣徳川秀忠ノ征夷大將軍ヲ罷メ、権大納言正三位徳川家光ヲシテ、其職ヲ襲ガシメ（後略）」とあるので、下線iの記載における7月28日は誤りであり、7月27日が正しいことになる。

下線jは、将軍秀忠が参内した時、（そのために必要な金銀について）大坂城へ金銀を取りに来たので、即刻、金600枚、銀子500貫目を渡した、としている。この点については、『史料綜覧』巻16の元和9年6月25日条⁽³⁰⁾に「秀忠、参内ス」、同年6月28日条に「秀忠、公家衆・門跡等ニ物ヲ贈ル」とあるので、この両日の出来事に関係すると考えられる。

下線kは、家光の御用のため（必要な金銀について大坂城へ）金銀を取りに来たので、同様に判金300枚、銀子1300貫を渡した、としている。この点については、『史料綜覧』巻16の元和9年7月23日条⁽³¹⁾に「秀忠ノ世子家光、参内ス」、同年7月25日条に「秀忠ノ世子家光、公家衆・門跡等ニ物ヲ贈ル」とあるので、この両日の出来事に関係すると考えられる。

このように、徳川秀忠、同家光から朝廷に献上した金額が具体的に判明する点は重要である。

下線lは、今後も、金銀を取りに来るくるであろうとしていて、2人の大坂町奉行（久貝正俊、嶋田直時）が京へ行っているため、同じ大番頭の阿部忠吉⁽³²⁾と本多紀貞が、「御土蔵番」と相談して（上述のようにすでに）金銀を渡したが、（こうした金銀を出すことは）いろいろと難しいことばかり（多額の公金を扱うことの気苦労という意味か？）である、としている。

このことから、金銀の保管は大坂城内の「御土蔵」でしており、その管理者が「御土蔵番」であったこと、本来は「御土蔵」から金銀を出すことは2人の大坂町奉行がおこなっていたが、2人の大坂町奉行が不在であったため、大番頭の2人（阿部忠吉と本多紀貞）が「御土蔵番」と相談して金銀を出したことがわかる。

なお、「御土蔵」と表記していて、「土蔵」に「御」を付けているのは、大坂城が幕府の直轄城郭であったからである。

前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』では「同（引用者注：元和）八年六月には外郭の石垣や櫓・多門の約半分が出来あがり、番頭高木正次・松平重則には府庫（三之丸の御蔵曲輪か西丸の蔵を指すと思われる）の構造を命じ、大番富永正義・横地吉次を奉行にして一二庫を建てさせた（『台徳院殿御実記（引用者注：「紀」カ）』）」⁽³³⁾としている。

よって、上述した、金銀を保管していた大坂城内の「御土蔵」は、前年に建造された大坂城内の12庫の中の一つと思われ、その場所（位置）は、前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』の考察では「三之丸の御蔵曲輪か西丸の蔵を指すと思われる」⁽³⁴⁾としている。

なお、朝廷に献上する金銀を、二条城や伏見城ではなく、大坂城内の「御土蔵」で保管していた点も注意すべ

きであろう。

下線mは、来年（＝寛永元年）は、大坂城の本丸と二の丸の大規模な石垣普請が予定されている、としている。下線mにおいて、「御本丸」というように「御」を付けて表記しているのは（「二丸」には「御」を付けていない）、大坂城が幕府の直轄城郭であり、将軍秀忠が大坂城の城主であることに起因すると考えられる。

前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」によれば、徳川再築第二期工事（本丸工事）は寛永元年、同2年におこなわれた⁽³⁵⁾。よって、下線mにおいて、来年（＝寛永元年）、大坂城本丸の大規模な石垣普請がおこなわれる予定、としている点は正しいことがわかる。

しかし、下線mにおいて、来年（＝寛永元年）、大坂城二の丸の大規模な石垣普請がおこなわれる予定、としている点は検討が必要である。

前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」によれば、徳川再築第一期工事（二の丸の西・北・東の外堀と石垣、つまり、大手口櫓形・土橋から京橋口櫓形・土橋、青屋口櫓形を経て玉造口櫓形・土橋までの間の堀と石垣ならびに大和川護岸石垣の工事）が元和6年に実施され、徳川再築第三期工事（二の丸南外堀の工事）が寛永5年に実施された⁽³⁶⁾。

よって、大坂城二の丸の石垣普請は、元和6年、或いは、寛永5年であり、寛永元年に大坂城二の丸の大規模な石垣普請がおこなわれた、という見解は、これまでの研究史では提示されていない。

下線mにおいて、来年（＝寛永元年）、大坂城二の丸の大規模な石垣普請がおこなわれる予定、としている点については、元和9年の時点における単なる予定であって、実際には二の丸の大規模な石垣普請は寛永元年には実施されなかったのか、或いは、寛永元年に二の丸の大規模な石垣普請が実際に実施されていて、現在の研究状況がその点を把握できていないのか、ということは今後の検討課題である。

下線nにおける「先日御成之刻」とは、下線cの7月6日の将軍徳川秀忠の大坂城への御成を指している。その時に「小配」をおこない、公儀普請奉行衆（「御普請奉行衆」と表記されていて「御」が付いているので公儀普請奉行衆を指す）に対して、秀忠の「御好」について命じた、としている。「小配」という表記は、原文書における誤記なのか、或いは、活字翻刻した際の間違いなのか、よくわからないが、文脈上では「縄張」という文言が最も適切であるので、そのように解釈すると、7月6日の大坂城への御成の時に、秀忠は、来年予定されている大坂城本丸、二の丸の大規模な石垣普請の縄張りについて、公儀普請奉行衆に対して「御好」に基づいて直々に命じた、ということになる。この秀忠が命じた縄張りの内容については、下線o、下線pも含まれる、と考えられる。

下線oは、今後作事がおこなわれる予定の大坂城の天守の位置に関する記載である。大坂城天守作事については、前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』では「同（引用者注：寛永）三年正月になって小堀遠州が大坂城天守本丸構造の奉行を命ぜられるに及んで、建築工事が本格的になった（『大猷院殿御実記（引用者注：「紀」カ）』）。それまでに天守台は出来ていたと思われ、同年五月十八日に早くも天守の柱立がなされた（『公務集』）。」⁽³⁷⁾と指摘されているので、天守作事は寛永3年（1626）であるが、それ以前の段階として、天守台の位置を本丸内のどの場所にするのか、という問題について、下線oにおいて、「二丸より」（＝二の丸寄り）にする予定、としている。実際に、天守台は、本丸において南北に中心線を引いたと仮定すると、中心線よりは西側の二の丸の方に近く位置（つまり二の丸寄り）しており、下線oの記載は正しいことになる。よって、こうした天守台の位置については、

徳川秀忠の「御好」（下線n）によるものであったことになる。

なお、下線oにおいて、「御天主」というように「御」を付けて表記しているのは、上述した「御本丸」の表記のケースと同様に、大坂城が幕府の直轄城郭であり、将軍秀忠が大坂城の城主であることに起因すると考えられる。

下線pは、三の丸の南側について100間（＝約181.8m）も南方へ出す予定、としている。元和9年の時点では、徳川再築工事（公儀普請）の途中段階であるので、この三の丸というのは、豊臣期大坂城の三の丸を指すと考えられる。

黒田慶一「豊臣氏大坂城と三の丸論争」⁽³⁸⁾によれば、現在、豊臣期大坂城の三の丸については、大三の丸説（「大坂城三の丸といえば、東を谷町筋に、南を龍造寺から玉造稻荷神社あたりとする南北約一・五キロ、東西約一・三キロの広大な範囲が想定されてきた」と小三の丸説（「三の丸とは二の丸の各虎口に備わった馬出曲輪のことであると考える説」）があり、論争になっている。

下線pの記載からすると、豊臣期大坂城三の丸とは小三の丸説の見解が正しいことを裏付けているように思える。つまり、下線pの記載にある、三の丸の南側について100間（＝約181.8m）も南方へ出す予定、というのは、豊臣期大坂城の大手口馬出曲輪、玉造口馬出曲輪（＝豊臣期大坂城三の丸）の位置から南方へ100間（＝約181.8m）張り出す形状で、（豊臣期大坂城三の丸の上から盛り土をしてかぶせるようにして）徳川期大坂城の二の丸南側石垣を構築する（この工事は通説では寛永5年であるが、この文書では寛永元年の予定としている）、ということの意味しているように思える。

一次史料、しかも、元和9年の時点で大坂城大番頭であった本多紀貞の書状において三の丸（豊臣期大坂城）に関する言及がある点は注目される。よって、この書状の下線pの解釈について、今後、上記の論争に関係する各研究者の考察によるさらなる見解の深化を俟ちたい。

下線qは、稲葉典通（白杵藩主）が大坂城の公儀普請に來れないため、（白杵藩家臣の）稲葉佐左衛門、伊藤勘右衛門、小川九郎兵衛が大坂城の普請現場に來ることになったが、手違いがあつて、いまだ本多紀貞はこれらの家臣に面談できていないので、2～3日中に大坂の下屋敷で会う予定、としている。この面談の目的については、下線qには記されていないが、大坂城大番頭であった本多紀貞は、徳川再築工事（公儀普請）において、普請現場で助役大名の普請衆を使役・管理するなんらかの役職・立場にあつたのであろうか。

ただし、寛永元年の普請は2月朔日歟初であり⁽³⁹⁾、白杵藩家臣のこの時期の上坂は時期的に早すぎると思われるので、普請の準備（石場の確保など）のための先遣隊としてこの時期に上坂することになったのかも知れない。

下線rは、8月12日に本多紀貞の大坂城大番頭の在番期間が終わり、まず伏見城で新将軍・徳川家光に謁見して、それから二条城へ行き、大御所・徳川秀忠に謁見して御暇を下されてから、また、伏見城にて家光に謁見して、御暇を申し上げて国許（上野国白井）へ下る予定、としている⁽⁴⁰⁾。

下線sは、川村忠頼の便船に託してこの書状を（岡部隼人へ）届けたいので、この書状を渡した、としている。ただし、川村忠頼がどのような人物（白杵藩家臣であるのかどうか）であるのかは不詳である。

下線tは、今後、国許（上野国白井）へ下る予定なので、江戸での御用があれば承りたい、としている。

おわりに

この文書が作成された元和9年は、すでに徳川再築第一期工事（元和6年）が完了しており、徳川再築第二期工事（寛永元年、同2年）の前年にあたる。この書状の発給者が、大坂城在番の大番頭・本多紀貞であることを考慮すると、大坂城公儀普請の途上の段階に大坂城内で在番をしていて、公儀普請の状況をリアルに目撃していたこと、今後の徳川再築工事のプロセスや予定を関知していたことが推察される。その意味では、この文書の内容は公儀普請現場での貴重な証言と言える。

この文書における「大そう成石垣」（下線m）という表現は、すでに完了した徳川再築第一期工事（二の丸の西・北・東の外堀と石垣）の高石垣と同様の高石垣の工事が今後も大坂城で継続される予定（徳川再築第二期工事、徳川再築第三期工事）であり、この書状を記した本多紀貞が今まで他の城郭で見たこともない高石垣を驚嘆して実見した率直な感想だったのであろう。

[註]

- （１）中村博司『豊臣政権の形成過程と大坂城』（日本史研究叢刊 34）（和泉書院、2019年）。
- （２）松岡利郎『大坂城の歴史と構造』（名著出版、1988年）。
- （３）渡辺武館長退職記念論集刊行会編『大坂城と城下町』（思文閣出版、2000年）。
- （４）中村博司『天下統一の城・大坂城』（シリーズ「遺跡を学ぶ」043）（新泉社、2008年）。
- （５）大阪公立大学大坂城研究会編、大澤研一・仁木宏監修『【築城四百年】徳川大坂城をさぐる一城・人・城下町一』（清文堂出版、2023年）。
- （６）内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」（岡本良一編『大坂城の諸研究』（日本城郭史研究叢書第8巻）、名著出版、1982年）。
- （７）北野博司「徳川期大坂城南外堀普請の計画とその経過」（『東北芸術工科大学紀要』29号、東北芸術工科大学、2022年）。
- （８）北野博司「寛永5年徳川期大坂城普請にかかる大名丁場割絵図記載内容の再検討」（『歴史遺産研究』16号、東北芸術工科大学芸術学部歴史遺産学科、2022年）。
- （９）北野博司「徳川期大坂城の石垣普請における大名家中組の編成」（『城郭史研究』41号、日本城郭史学会、2022年）。
- （１０）宮本裕次「徳川政権成立史における「徳川再築大坂城」（前掲・大阪公立大学大坂城研究会編、大澤研一・仁木宏監修『【築城四百年】徳川大坂城をさぐる一城・人・城下町一』）。
- （１１）図録『テーマ展大坂城再築』（大阪城天守閣、2025年）。この図録については、大阪城天守閣様より刊行時に御恵送いただいた。深く感謝する次第である。
- （１２）渡辺武・内田九州男「大坂築城関係史料」（『大阪城天守閣紀要』2号、大阪城天守閣、1972年）。
- （１３）前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」（355～356頁）。
- （１４）『大分県史料』12（大分県史料刊行会編集・発行、1957年）。
- （１５）『新訂寛政重修諸家譜』第11（続群書類従完成会、1965年、281頁、「本多紀貞」の項）。

- (16) 『新訂寛政重修諸家譜』第10(続群書類従完成会、1965年、177頁、「稲葉信通」の項)。
- (17) 『史料綜覧』巻16(東京大学史料編纂所編纂、財団法人東京大学出版会発行、1957年発行、1982年覆刻、44頁)。
- (18) 前掲『史料綜覧』巻16(47頁)。
- (19) 前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」(355～356頁)。
- (20) 前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」(355頁)。
- (21) 『新訂寛政重修諸家譜』第16(続群書類従完成会、1965年、108頁、「小堀政一」の項)。
- (22) 『徳川実紀』第二編〈新訂増補国史大系〉(吉川弘文館、1981年、248頁)。
- (23) 天野光三・佐崎俊治・落合東興・川崎勝巳・金谷善晴・西川禎亮「徳川期大坂城石垣築造順序と工法に関する考察」(『土木史研究』17号、公益社団法人・土木学会、1997年)。
- (24) 前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』(100頁)。
- (25) 前掲・天野光三・佐崎俊治・落合東興・川崎勝巳・金谷善晴・西川禎亮「徳川期大坂城石垣築造順序と工法に関する考察」。
- (26) 前掲『史料綜覧』巻16(47頁)。
- (27) 前掲『史料綜覧』巻16(47頁)。
- (28) 前掲『史料綜覧』巻16(48頁)。
- (29) 前掲『史料綜覧』巻16(48頁)。
- (30) 前掲『史料綜覧』巻16(45頁)。
- (31) 前掲『史料綜覧』巻16(48頁)。
- (32) 前掲『新訂寛政重修諸家譜』第10(361頁、「阿部忠吉」の項)によれば、阿部忠吉は大番頭である。『寛永諸家系図伝』第12(続群書類従完成会、1988年、238頁、「阿部忠吉」の項)によれば、阿部忠吉は大番頭であり、伏見の城番、及び、大坂の城番を勤めた。
- (33) 前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』(99頁)。
- (34) 前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』(99頁)。
- (35) 前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」(354頁)。
- (36) 前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」(347、368頁)。
- (37) 前掲・松岡利郎『大坂城の歴史と構造』(106頁)。
- (38) 黒田慶一「豊臣氏大坂城と三の丸論争」(鈴木重治・西川寿勝編著『戦国城郭の考古学』〈21世紀を拓く考古学③〉、ミネルヴァ書房、2006年)。
- (39) 前掲・内田九州男「徳川期大坂城再築工事の経過について」(359、376頁)。
- (40) 藤井譲治「徳川秀忠の居所と行動」、藤井譲治「徳川家光の居所と行動」(藤井譲治編『近世前期政治的主要人物の居所と行動』、京都大学人文科学研究所、1994年)によって、秀忠と家光の当時の行動履歴を見ると、秀忠は二条城、家光は伏見城に在城していたことがわかる。

【付記】

寛永3年(1626)に比定される「極月十七日付藤堂高虎宛小堀政一書状」(個人蔵)(以下、小堀政一書状と略称する)において「大坂へゆくゝハ御居城にも可被成所ニ御座候間(後略)」という記載があることから、跡部信「小堀遠州の書状が語る「大坂幕府構想」(補注1)では「大坂城が将来的には大御所秀忠と將軍家光の居城になる、幕府の本拠地が江戸から移って大坂幕府になるはず、という見込みを氣負わずさりげなく、了解事項であるかのように記している」として、「江戸から大坂への幕府の移転」という解釈を提示している。小堀政一書状については、こうした解釈も可能かもしれないが、私見としては、別の解釈として、以下の見解を提示したい。小堀政一がこの書状を記した寛永3年は、いまだ大坂城再築工事の途上であるので、大坂城再築工事が完成(大坂城再築工事の完成は寛永6年)した後には(小堀政一書状に「ゆくゝハ」と記されているのは、そういう意味であろう)、大坂城は幕府直轄城郭になるので、当然、その城主は徳川將軍ということになり、その意味で、小堀政一書状には「御居城」と記されているのであろう。つまり、徳川將軍の「御居城」というのは、將軍が幕府を江戸から大坂へ移して大坂城に永住する、という意味ではなく、大坂城は徳川將軍のみが城主である(そのため、大坂城代の屋敷は大坂城西の丸にあり、本丸は城主である將軍のために空けている)、という意味で「御居城」と記したのであろう。そして、西日本での有事の際には、徳川將軍が大坂城を「御居城」として使用することを想定しており(そもそも論でいうと、大坂城は単なる権威の象徴として幕府によって再築工事がされたのではなく、有事における徳川將軍の軍事的拠点として使用するために巨大な城郭が構築された、と考えられる)、実際に、幕末の慶応3年(1867)の大政奉還後、15代將軍・徳川慶喜は大坂城に入城し、軍事的拠点として使用している。宮本裕次「幕末の政局と大坂城」(補注2)では「大坂城は幕末の社会変動の中、国家の内政外交拠点としての性格を急速に強めていった。従来果たしてきたこの城の役割とは規模も次元も大きく異なるが、変化や違いを鮮明にとらえるためにも、政治動向との関連づけが欠かせない。」(下線引用者)と指摘されている。この指摘にある「国家の内政外交拠点」としての幕末の大坂城こそ、本来の徳川將軍の「御居城」としての機能を十分に発揮した、ととらえることができる。

(補注1) 歴史街道編集部編『新視点で読み解く! 関ヶ原合戦と大坂の陣』(株式会社 PHP 研究所、2025年)。

(補注2) 『幕末期における大坂・大坂城の軍事的役割と畿内・近国藩』(2014年度～2018年度、科学研究費補助金・基盤研究B〔課題番号26284095〕研究成果報告書、研究代表者・岩城卓二〔京都大学人文科学研究所〕、発行者・京都大学人文科学研究所、2019年)。宮本裕次「幕末の政局と大坂城」では「徳川家茂・慶喜の来坂および大坂来城」として、文久3年(1863)4月～明治元年(1868)1月までの動向が作表されている。